

# 業務取扱要領

55001 - 57000 雇用保険給付関係  
(短期雇用特例被保険者に対する求職者給付)

厚生労働省職業安定局雇用保険課

## 目 次

55001 - 第1	離職票の受理	1
55100		
55001 - 1	離職票の受理	1
55050		
55001	(1) 離職票受理の安定所	1
55002	(2) 離職票を所持して初めて安定所に出頭し、特例一時金の支給を受けようとする者の取扱い	1
55003	(3) 離職票に記載されている住所若しくは居所又は氏名と現在の住所若しくは居所又は氏名が異なる特例受給資格者についての事務処理	1
55004	(4) 離職票提出者が本人であること及び住所又は居所の確認	2
55005	(5) 離職票に記載された個人番号が離職票提出者本人のものであることの確認等	2
55006	(6) 記載内容に係る異議の有無の確認	2
55007	(7) 離職票受理の安定所と離職票交付の安定所との連絡	2
55008	(8) 受理した離職票の処理	2
55101 - 第2	特例受給資格の決定	3
55300		
55101 - 1	特例受給資格の決定及び被保険者期間	3
55150		
55101	(1) 特例受給資格及び特例受給資格者の意義	3
55102	(2) 特例受給資格の決定	3
55103	(3) 被保険者期間	4
55104	(4) 同一暦月において2以上の事業所にそれぞれ賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある場合、又は通算して11日以上ある場合の被保険者期間	5
55105	(5) 日雇の受給資格調整に伴う賃金支払基礎日数の取扱い	5
55106	(6) 日雇の受給資格の調整を受けた者の特例受給資格の決定	5
55151 - 2	受給期限	6
55200		
55151	(1) 概要	6
55201 - 3	受給要件の緩和	6
55250		
55251 - 4	特例受給資格の決定に伴う事務処理	6
55300		
55251	(1) 資格喪失の確認を受けていない場合の措置	6

55252	(2)	特例受給資格の仮決定	6
55253	(3)	離職票提出者に労働の意思又は能力がない場合の措置	6
55254	(4)	算定対象期間内に被保険者期間が通算して6か月以上ない場合の措置	6
55255	(5)	受給期限が経過した後に離職票が提出された場合の措置	7
55256	(6)	就職状態にある者から離職票の提出があった場合の措置	7
55257	(7)	2枚以上の離職票の提出があった場合の特例受給資格決定の要領	7
55258	(8)	特例受給資格の決定に伴う事務処理	7
55301 -	第3	特例一時金	7
55400			
55301 -	1	概要	7
55350			
55301	(1)	概要	7
55351 -	2	特例一時金の額の決定	8
55400			
55351	(1)	賃金日額の算定方法	8
55352	(2)	賃金日額の最低額及び最高額	21
55353	(3)	賃金日額の最低額及び最高額の変更	22
55354	(4)	昭和43年7月1日前に二重の被保険者資格を取得していた場合の賃金日額の算定方法	22
55355	(5)	日雇の受給資格調整に伴う賃金日額の算定方法	22
55356	(6)	賃金日額の算定に伴う事務処理	23
55357	(7)	特例一時金の額の決定	23
55401 -	第4	失業の認定日及び支給日の決定	25
55500			
55401 -	1	失業の認定日の指定	25
55450			
55401	(1)	概要	25
55402	(2)	認定日の指定	25
55403	(3)	認定日の変更	25
55404	(4)	認定日の再指定	25
55451 -	2	特例一時金の支給日の決定	26
55500			
55451	(1)	支給日の決定	26
55501 -	第5	支給台帳及び特例受給資格者証	26
55600			

55501 - 1	支給台帳の作成、記録及びその他留意事項等	26
55550		
55501	(1) 支給台帳作成の目的	26
55502	(2) 支給台帳の作成及び記録	26
55551 - 2	特例受給資格者証の作成及び交付	26
55600		
55551	(1) 概要	26
55552	(2) 特例受給資格者証の作成及び記録	27
55553	(3) 特例受給資格者証の再作成	27
55601 - 第6	待期	30
55700		
55701 - 第7	失業の認定	30
56000		
55701 - 1	失業の認定の意義	30
55750		
55701	(1) 概要	30
55751 - 2	失業の認定要領	30
55800		
55751	(1) 概要	30
55752	(2) 特例受給資格者本人であるかどうかの確認	31
55753	(3) 所定の認定日であるかどうかの確認	31
55754	(4) 労働の意思及び能力があるかどうかの確認	31
55755	(5) 待期が満了しているかどうかの確認	32
55801 - 3	特例受給資格者失業認定申告書	32
55850		
55801	(1) 特例受給資格者失業認定申告書	32
55802	(2) 特例受給資格者失業認定申告書の事務処理	32
55851 - 4	審査結果等に基づく失業の認定	36
55900		
55851	(1) 概要	36
55901 - 5	特例一時金等に関する事務の委嘱、特例受給資格者の住居移転及び	
56000	管轄安定所変更に伴う措置	36
55901	(1) 委嘱による場合	36

55902	(2)	移管による場合	36
55903	(3)	管轄変更による場合	36
56001 -	第8	特例一時金の支給	36
56300			
56001 -	1	特例一時金の支給要領	36
56050			
56001	(1)	概要	36
56002	(2)	支給決定を行う場合の留意事項	36
56003	(3)	特例一時金の支給に伴う事務処理	37
56004	(4)	特例受給資格者証を提出しない場合の措置	37
56051 -	2	災害時における特例一時金の支給に関する特別措置	37
56070			
56071 -	3	船員保険の失業保険金受給資格を併せ有する場合の特例一時金の支給	37
56100			
56101 -	4	巡回職業相談所における失業の認定及び特例一時金の支給	37
56150			
56151 -	5	市町村長の取次ぎによる失業の認定及び特例一時金の支給	37
56200			
56201 -	6	特例一時金等の支給方法	38
56250			
56201	(1)	口座振込みの方法による取扱いの範囲	38
56202	(2)	離職票の受理及び特例受給資格決定に伴う事務	38
56203	(3)	払渡希望金融機関の指定及び変更	39
56204	(4)	失業の認定及び支給	39
56301 -	第9	給付の制限	39
56400			
56401 -	第10	安定所長の指示による公共職業訓練等受講の場合の措置	39
56500			
56401 -	1	安定所長の指示による公共職業訓練等受講の場合の措置	39
56450			
56401	(1)	概要	39
56402	(2)	一般の受給資格者に対する求職者給付を受けられる者	39
56403	(3)	公共職業訓練等受講者に対する基本手当等の支給等	39
56404	(4)	受給資格者証及び支給台帳の処理	40

56405	(5)	その他	40
56501 -	第 11	未支給特例一時金の支給	40
56600			
56501 -	1	未支給特例一時金の支給	40
56550			
56501	(1)	概要	40
56502	(2)	未支給特例一時金の支給対象者	40
56503	(3)	未支給特例一時金が支給される場合	41
56504	(4)	未認定の未支給特例一時金に係る失業の認定	41
56505	(5)	未支給特例一時金の支給手続	41
56506	(6)	未支給失業等給付請求書の事務処理	41
56507	(7)	未支給特例一時金の支給に係る不正受給の取扱い	41
56508	(8)	支給台帳及び特例受給資格者証の処理	42
56601 -	第 12	解雇の効力等について争いがある場合の措置	42
56700			

## 55001 - 55100 第1 離職票の受理

### 55001 - 55050 1 離職票の受理

#### 55001 (1) 離職票受理の安定所

離職票の受理は、原則として離職した短期雇用特例被保険者（以下「特例被保険者」という。）の住所又は居所を管轄する安定所が行う。

したがって、離職票に記載された離職者の住所又は居所は、50208 の委嘱を受けた安定所が離職票の受理を行う場合を除き、その安定所が管轄する地域内であるのが通常である。

#### 55002 (2) 離職票を所持して初めて安定所に出頭し、特例一時金の支給を受けようとする者の取扱い

イ 特例一時金の支給を受けようとする者が離職票を提出するため初めて安定所に出頭した場合の取扱いは、原則として次の手続きによる。

受付を担当する者は、離職票を提出するため初めて安定所に出頭した者に求職の申込みを行わせ、求職票と離職票とを一括して認定係に回付する。回付を受けた認定係は、受給要件及び労働の意思能力の確認を行い、失業の認定日を定めて通知する（特例受給資格を否認することとする場合については、55253～55255 参照）とともに、離職票の安定所記載欄に上記の処理状況を記載する。

この処理後、紹介担当部門に誘導し、所要の面接相談を受けさせる。面接相談終了後、紹介担当部門は求職票及び離職票を、必要に応じて関係資料とともに、審査係に回付する。

離職票の回付を受けた審査係は、55101～55300 により特例受給資格の決定に伴う事務処理を行い、求職票の「雇用保険の状況」欄に支給番号、特例受給資格決定年月日等の所要事項を記載の上、求職票を紹介担当部門に回付する。

ロ 離職者が離職票を提出することができない理由があったため、求職の申込みを行い、その後に離職票を直接認定係に提出して特例受給資格の決定を求めたときは、紹介担当部門に連絡し、その者の求職票の回付を受けた上、当該離職票と求職票により特例受給資格の決定又は否認を行う。

なお、求職の申込み時に特例受給資格の仮決定を行う場合があることに留意しなければならない（55252 参照）。

#### 55003 (3) 離職票に記載されている住所若しくは居所又は氏名と現在の住所若しくは居所又は氏名が異なる特例受給資格者についての事務処理

イ 特例受給資格者が離職後に住所又は居所を変更し、離職前の住所又は居所を記載した離職票を提出した場合は、住所変更届を提出させる。また、氏名の変更があった場合には、氏名変更届を提出させる。

この場合、住所変更届には運転免許証その他住所又は居所の変更の事実を証明することができる書類を、氏名変更届には運転免許証その他の氏名の変更の事実を証明することができる書類及び被保険者証を添えさせる。

氏名変更届の提出を受けたときは、当該者に係る被保険者台帳に記録している氏名を新たな氏名に変更するとともに、被保険者証を再交付する（20853 参照）。

また、これらの届は、離職票に添えて保管する。

なお、離職票に添付せず別途一括保管することとして差し支えないが、この場合は、当該特例受給資格者に係る離職票の所要欄を新たな住所又は居所、氏名に朱書により訂正しておく。

ロ 特例受給資格者が失業の認定日又は支給日までに住所若しくは居所又は氏名を変更した場合についても、失業の認定日又は支給日に届出を行わせる。この場合は、イによるほか、受給資格者氏名・住所変更届に特例受給資格者証を添えさせ、必要な改定をした上、返付する。

ハ 受給資格者住所変更届又は氏名変更届に「運転免許証その他の氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類」として添付させる書類については、50003 八及び二参照。

#### 55004 (4) 離職票提出者が本人であること及び住所又は居所の確認

離職票受理の際には、50004 に準じて、この者が本人であるかの必要な質問その他具体的状況に応じて適切な質問を行って離職票提出者が本人であるか否かを確認し、さらに、その者の住所又は居所が当該安定所の管内であるか否かを遅くとも失業の認定日までに市町村長の証明書、運転免許証等により確認する。

#### 55005 (5) 離職票に記載された個人番号が離職票提出者本人のものであることの確認等

一般の受給資格者の場合と同様である（50005 参照）。

#### 55006 (6) 記載内容に係る異議の有無の確認

一般の受給資格者の場合と同様である（50006 参照）。

#### 55007 (7) 離職票受理の安定所と離職票交付の安定所との連絡

離職票受理の安定所は、離職票の 欄（離職理由）及び 欄（離職者署名）により本人の異議のある旨の記載、特例受給資格者の提出した資料、供述等から、離職票の記載事項のうち離職理由（4の(2)「労働者の個人的な事情による離職」を除く。）、被保険者期間、賃金額等の事項について、誤りがあると考えられる場合であって、その記載の当否が給付制限の有無、特例受給資格の決定、基本手当日額の決定等に重大な影響があると認めた場合は、その離職票を交付した安定所に照会する。

照会先の安定所から回答があるまでは、必要に応じ特例受給資格の仮決定に準じた処理を行う（55252（50202）参照）。照会を受けた安定所は、その内容を調査の上、速やかに回答するよう留意する。なお、軽微な誤りについては、照会を行わずに処理して差し支えない。

#### 55008 (8) 受理した離職票の処理

提出された離職票が、その安定所において受理すべきものであると認められるときは、一般の受給資格者の場合と同様の事務処理を行う（50008 参照）。



## 55101 - 55300 第2 特例受給資格の決定

### 55101 - 55150 1 特例受給資格の決定及び被保険者期間

#### 55101 (1) 特例受給資格及び特例受給資格者の意義

特例受給資格とは、法第 39 条第 1 項の規定により特例一時金の支給を受けることができる資格をいい、この資格を有する者を特例受給資格者という。

すなわち、特例被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、算定対象期間に被保険者期間が 6 か月以上であったときに特例一時金の支給を受けることができるのである。

この算定対象期間は、原則として、離職の日以前 1 年間である。一般被保険者、高年齢被保険者及び日雇労働被保険者は、特例受給資格者となることはない。

なお、短期雇用特例被保険者が一般被保険者又は高年齢被保険者への切替要件に該当するに至った場合の取扱いに注意すること（21081～21100 参照）。

また、短期の雇用に就くことを常態とする者（以下「短期常態者」という。）として短期雇用特例被保険者であった者については、

離職日が平成 22 年 4 月 1 日前であるもの

施行日以後において短期常態者の短期雇用特例被保険者（20973 参照）として離職したものについては、従前の例により特例一時金の支給を受けることができる（平成 22 年雇用保険法改正法附則第 3 条を踏まえた経過措置）。

#### 55102 (2) 特例受給資格の決定

イ 特例受給資格の決定とは、安定所長が離職票を提出した者について、特例一時金の支給を受けることができる資格を有する者であると認定することをいう。

すなわち、次の 3 つの要件を満たしている者であると認定することである。

- (イ) 離職による資格喪失の確認を受けたこと
- (ロ) 労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること
- (ハ) 算定対象期間（原則として離職の日以前 1 年間。疾病、負傷等による受給要件の緩和については、55201～55250 参照）に、被保険者期間が通算して 6 か月以上あること

特例受給資格者が特例受給資格の決定を受けるには、安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない（法第 40 条第 3 項、則第 69 条（則第 19 条第 1 項））。

なお、2 枚以上の離職票を提出した者については、資格決定に係る最後の離職票が特例被保険者としての離職票である場合に、特例受給資格者となるものである。

また、その者が特例被保険者であったか否かは、離職票の被保険者種類欄の記載により判断することとするが、当該欄の記載に疑問が生じた場合には、離職票を交付した安定所へ照会する（21062 及び 21064 参照）。

なお、受給期限（55151 参照）を経過した者については、特例受給資格の決定を行うことはできない。

ロ 特例受給資格の決定に当たっては、次の点に留意する。

- (イ) 特別の理由がないのに本人に不適当な職業又は不当な労働条件その他の不適当な求職条件の希望を固執する者については、労働の意思及び能力の有無の判定を慎重に行う。
- (ロ) 妊娠、出産、育児、老病者の看護その他家事家業等の手伝いのために退職した者については、労働の意思及び能力の有無の判定を慎重に行って、特例受給資格の決定を行う。
- (ハ) 求職条件として短時間就労のみを希望する者については、雇用保険の被保険者となりうる求職条件（20303 口及び八に留意）を希望する者に限り労働の意思を有するものとして扱う。
- (ニ) 内職、自営及び任意的な就労等の非雇用労働へ就くことのみを希望している者については、労働の意思を有するものとして扱うことはできない。
- (ホ) 労働の意思又は能力がないと認めて特例受給資格の否認を行う場合（55253 参照）には、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示する。教示を行うに当たっては、あらかじめその旨を記載したゴム印を作成して、これによることとしても差し支えない。

### 55103 (3) 被保険者期間

イ 被保険者期間は、暦月をもって計算し、各月において賃金（50401～50600 参照）の支払の基礎となった日数が 11 日以上であるときは、その月を被保険者期間 1 か月として計算する。

なお、離職日が令和 2 年 8 月 1 日以降であって、離職日以前の 1 年間に賃金支払基礎日数の 11 日以上が 6 か月に満たない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が 80 時間以上であるときは、その月を被保険者期間 1 か月として計算する。

被保険者期間の計算方法は、法の本則では一般の受給資格者の場合と同様とされているが（法第 39 条第 1 項。50103 参照。）、法附則第 3 条では、特例被保険者であった期間についての法第 14 条第 1 項及び第 3 項の規定の適用については、当分の間、月の途中で資格を取得した場合には、その月の初日から資格を取得したものとみなし、資格の喪失の日の前日が月の途中である場合にはその月の末日を資格の喪失の日の前日とみなすこととし、また、被保険者期間 1 か月と算定されるのに要する賃金支払基礎日数を 11 日（離職日が令和 2 年 8 月 1 日以降であって、離職日以前の 1 年間に賃金支払基礎日数の 11 日以上が 6 か月に満たない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が 80 時間以上）とすることとしている。

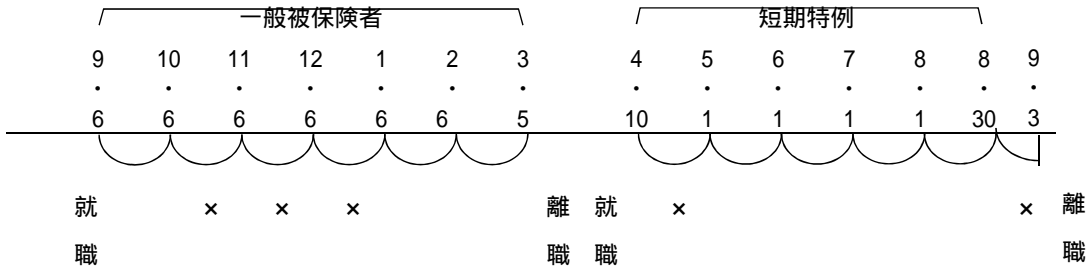
したがって、法第 14 条第 1 項及び第 3 号による 1 か月ごとの区切りは、すべての場合に暦月と一致し（1 か月未満の端数の期間も生ずることはない。）、この暦月と一致する期間内に 11 日以上（離職日が令和 2 年 8 月 1 日以降であって、離職日以前の 1 年間に賃金支払基礎日数の 11 日以上が 6 か月に満たない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が 80 時間以上）の賃金支払基礎日数があればそれを被保険者期間 1 か月と算定することとなる。

ロ 一般被保険者又は高年齢被保険者であった期間と短期雇用特例被保険者であった期間とをあわせて受給資格を決定する場合における被保険者期間の計算は、次のとおりである。

- (イ) 一般被保険者又は高年齢被保険者であった者が離職し、短期雇用特例被保険者として再就職し離職した場合又は短期雇用特例被保険者として離職した者が一般被保険者として再就職し、離職

した場合には、短期雇用特例被保険者であった期間についてのみの方法により計算する。

〔例示〕1



被保険者期間 7 か月となる。

- (D) 短期雇用特例被保険者であった者が同一の事業主に引き続いて 1 年以上雇用されたことにより、一般被保険者又は高年齢被保険者に切り替わった後に離職した場合には、当該事業主に引き続き被保険者として雇用された全期間について 50103 の方法により計算する。

**55104 (4) 同一暦月において 2 以上の事業所にそれぞれ賃金支払の基礎となった日数が 11 日以上ある場合、又は通算して 11 日以上ある場合の被保険者期間**

被保険者期間は、暦月をとって計算するものであるから、同一暦月において A の事業所において賃金支払の基礎となった日数が 11 日以上で離職し、直ちに B 事業所に就職して、その月に賃金支払の基礎となった日数が 11 日以上ある場合でも、被保険者期間 2 か月として計算するのではなく、その日数はその暦月において合計して計算されるのであり、したがって、被保険者期間 1 か月として計算する。

同一暦月において、賃金支払の基礎となった日数が A 事業所に 6 日、B 事業所に 5 日ある場合でも、その暦月において賃金支払の基礎となった日数は合計して 11 日となるのであるから、被保険者期間 1 か月として計算される。

なお、賃金の支払の基礎となった時間数が 80 時間以上の場合も同様に取り扱う。

**55105 (5) 日雇の受給資格調整に伴う賃金支払基礎日数の取扱い**

一般の受給資格者の場合と同様である (50106 参照)。

**55106 (6) 日雇の受給資格の調整を受けた者の特例受給資格の決定**

一般の受給資格者の場合と同様である (50107 参照)。

## 55151 - 55200 2 受給期限

### 55151 (1) 概要

イ 特例一時金の支給を受けることができる期限（受給期限）は、当該特例受給資格に係る離職の日（法第 39 条第 1 項の規定により特例受給資格を取得することとなる離職の日をいう。以下同じ。）の翌日から起算して 6 か月を経過する日である（法第 40 条第 3 項）。

当該 6 か月間に疾病又は負傷等により職業に就くことができない期間があっても受給期限の延長は認められない。

ロ 受給期限内において再び就職し、新たに受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を得た後に離職したときは、前の特例受給資格は消滅するので、当然に前の受給期限も消滅することとなり、新たな受給資格等に基づく受給期限がその離職の日の翌日から新たに起算されることとなるが、この場合、前の特例受給資格に基づく特例一時金は支給することができない。

したがって、受給期限の起算日の前日と離職票 - 1 及び 2 の「—3. 離職年月日」欄の日とは一致する。

ハ 2 枚以上の離職票を提出した者については、それらの離職票が単独で受給資格を満たしているか否かにかかわらず、最後の離職票から離職の日以前 1 年間について順次遡って被保険者期間が 6 か月となるまで通算するが、最後の離職票（特例被保険者としての離職票に限る。）の離職の日が、その者の特例受給資格に係る離職の日である（この場合の特例受給資格の決定の要領については、55257 参照）。

## 55201 - 55250 3 受給要件の緩和

一般の受給資格者の場合と同様である（50151～50200 参照）。

## 55251 - 55300 4 特例受給資格の決定に伴う事務処理

### 55251 (1) 資格喪失の確認を受けていない場合の措置

一般の受給資格者の場合と同様である（50201 参照）。

### 55252 (2) 特例受給資格の仮決定

一般の受給資格者の場合と同様である（50202 参照）。

### 55253 (3) 離職票提出者に労働の意思又は能力がない場合の措置

一般の受給資格者の場合と同様である（50203 参照）。

### 55254 (4) 算定対象期間内に被保険者期間が通算して6か月以上ない場合の措置

離職票 - 2 の右上部に「法第 39 条不該当」と記載することの他は、一般の受給資格者の場合と同様である（50204 参照）。

#### 55255 (5) 受給期限が経過した後に離職票が提出された場合の措置

特例一時金の支給を受けるため、初めて安定所に出頭した者が提出した離職票に係る受給期限が既に経過している場合は、特例受給資格の決定ができない旨及びその理由を説明し、離職票 - 2 右上部に「法第 40 条不該当」と記載し、処分年月日、当該安定所名を朱書（その旨のゴム印の押印によることとして差し支えない。）し、本人に返付する。

なお、この処分に対して不服のある場合は、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示する。教示を行うに当たってはあらかじめその旨を記載したゴム印を作成して、これによることとして差し支えない。

#### 55256 (6) 就職状態にある者から離職票の提出があった場合の措置

一般の受給資格者の場合と同様である（50206 参照）。

#### 55257 (7) 2枚以上の離職票の提出があった場合の特例受給資格決定の要領

2 枚以上の離職票の提出があった場合において、資格決定に係る最後の離職票が特例被保険者としてのものである場合に、特例受給資格の決定を行うものである（50104 参照）。

#### 55258 (8) 特例受給資格の決定に伴う事務処理

審査係は、認定係から回付を受けた離職票について内容の審査をした結果、特例受給資格者であると認定したときは、支給台帳及び特例受給資格者証を作成し、離職票に必要事項を記載の上特例受給資格者証を添付して、安定所長の決裁を受ける。決裁の記録は、離職票の所定欄に行う。

なお、特例受給資格の決定があった場合には、特例受給資格者の協力を得て特例受給資格者証の所定の箇所に本人の写真を貼付し、安定所長印を割印又は刻印機により刻印した上、特例受給資格者証を当該者に交付するとともに、離職票を保管する。

また、失業の認定の際に本人であるかどうかの確認をマイナンバーカード、出稼労働者手帳、運転免許証、官公署の交付する証明書等により行うこととする場合（55752 参照）は、その写真の貼付を省略して差し支えない。

また、審査係はこれに合わせて特例受給資格を決定した者について、特例受給資格者名簿に氏名・特例受給資格決定年月日・支給番号を記載しておく。

なお、特例受給資格者名簿の作成については、一般の受給資格者の場合に準じて行う（50207 参照）。

### 55301 - 55400 第3 特例一時金

#### 55301 - 55350 1 概要

##### 55301 (1) 概要

特例受給資格者に対しては、求職者給付として特例一時金が支給される。この特例一時金というのは、基本手当等と異なり、失業している日数に対応して支給されるものでなく、失業の状態にあれば支給されるものである。

すなわち、失業の認定の日失業の状態であればよいのであり、翌日から就職したとしても返還の

必要はない。

55351 - 55400 2 特例一時金の額の決定

55351 (1) 賃金日額の算定方法

イ 原則

(イ) 法第 39 条第 1 項 (法第 13 条) の算定対象期間において、特例受給資格の決定の基礎となった離職票に係る被保険者であった期間 (以下「資格決定離職票に係る被保険者であった期間」という。) が 180 日 (1 か月を 30 日として計算し、1 か月に満たない期間は実日数で計算する。以下同じ。) 以上であり、完全な賃金月が 6 以上あるときは、最後の完全な 6 賃金月に支払われた賃金の総額を 180 で除して得た額を賃金日額とする。

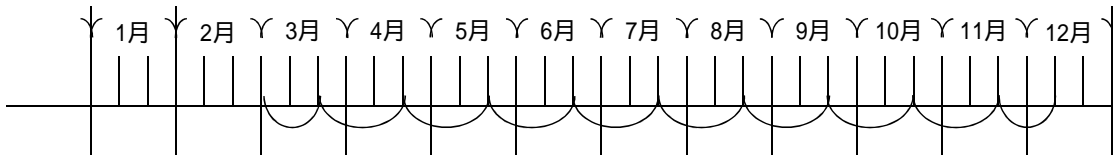
なお「賃金月」については、50601 のイ参照。

(ロ) 船員について、乗船時・下船時等で大きく変動する賃金が定められている場合については、業務取扱要領 50614 を参照。

〔例示〕賃金締切日が毎月 20 日の事業所に 3 月 1 日就職し、12 月 10 日離職した場合で、完全な賃金月が 6 以上のとき

(資格決定離職票に係る被保険者であった期間 > 180 日)

→ (被保険者として計算される月を示す。以下同じ)



賃金額.....	(就職)	J	I	H	G	F	E	D	C	B	A	(離職)
支払基礎日数...		18	25	25	25	25	25	25	25	25	15	

〔算式〕 月給者の場合  $W = \frac{B + C + D + E + F + G}{180}$

日給者の場合  $W_1 = \frac{B + C + D + E + F + G}{180}$

$W_2 = \frac{B + C + D + E + F + G}{150} \times \frac{70}{100}$

$W_1$ と $W_2$ を比較して大きい方をとる。この場合は $W_1$ となる。

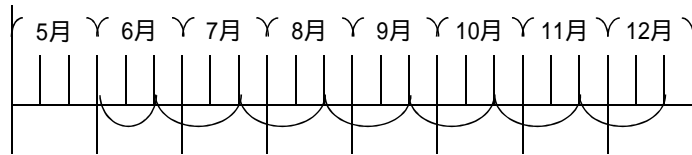
- (II) 算定対象期間において、資格決定離職票に係る被保険者であった期間が180日を超え、完全な賃金が5以下である場合には、次のa、b、c、dの順序により、かつ、a、b、c、dの中では新しい賃金月から取り上げ、その賃金月の期間を加算して180日に達するまでの期間(以下「基礎期間」という。)を算定対象とし、当該期間に対応する賃金の額を180で除して得た賃金日額とする。

この場合においてc、dの賃金月のうちその一部が基礎期間に含まれるものについては、その基礎期間に含まれる賃金月の当該一部の期間に対応する賃金額は、当該賃金月に支払われた賃金額を当該賃金月の期間の日数で除して得た額に、当該一部の期間の日数を乗じて得た額とする。

- a 完全な賃金月
- b 賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上の賃金月(離職日が令和2年8月1日以降の場合に限る。)
- c a及びb以外の賃金月であって、当該賃金月における賃金支払基礎日数の当該賃金月の期間の日数に対する割合が30分の11以上であるもの
- d a、b及びc以外の賃金月

〔例示〕1 賃金締切日が毎月20日の事業所に6月1日就職し、12月15日離職した場合で、完全な賃金月が5以下のとき

(資格決定離職票に係る被保険者であった期間 > 180日)



賃金額.....	(	G	F	E	D	C	B	A	(
支払基礎日数...	就		25	25	25	25	25	22	職
	職								職

$$\frac{18}{20} > \frac{11}{30}$$

$$\frac{22}{25} > \frac{11}{30}$$

〔算式〕 月給者の場合  $W = \frac{B + C + D + E + F + A + G \times \frac{5}{20}}{180}$

↓

$$\frac{180 - (30 \times 5 + 25 (12月15日 - 11月21日))}{20 (6月20日 - 6月1日)}$$

日給者の場合  $W_1 = \frac{B + C + D + E + F + A + G \times \frac{5}{20}}{180}$

$$W_2 = \frac{B + C + D + E + F + A + G \times \frac{5}{20}}{152} \times \frac{70}{100}$$

↙

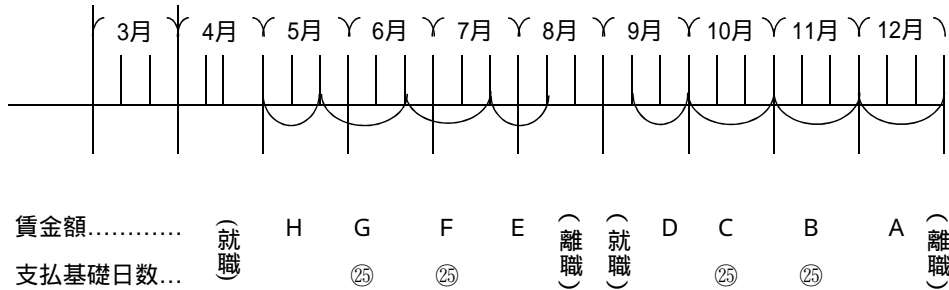
$$25 \times 5 + 22 + 18 \times \frac{5}{20}$$

$W_1$ と $W_2$ を比較して大きい方をとる。この場合は $W_1$ となる。



〔例示〕2 賃金締切日が毎月20日の甲事業所に5月1日就職、8月7日に離職し、賃金締切日が毎月25日の乙事業所に9月10日就職、12月10日離職した場合で、完全な賃金月が5以下のとき

(資格決定離職票に係る被保険者であった期間 > 180日)



$$\frac{17}{20} > \frac{11}{30} \quad \frac{14}{18} > \frac{11}{30} \quad \frac{11}{16} > \frac{11}{30} \quad \frac{12}{15} > \frac{11}{30}$$

〔算式〕 月給者の場合  $W = \frac{B + C + F + G + A + D + E + H \times \frac{11}{20}}{180}$

$180 - (30 \times 4 + 15 + 16 + 18)$

日給者の場合  $W_1 = \frac{B + C + F + G + A + D + E + H \times \frac{11}{20}}{180}$

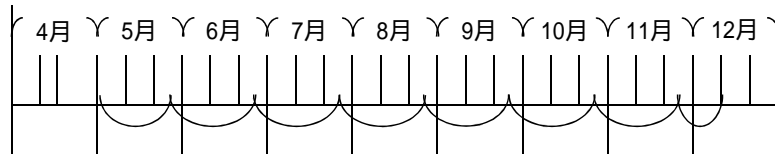
$W_2 = \frac{B + C + F + G + A + D + E + H \times \frac{11}{20}}{146} \times \frac{70}{100}$

$\rightarrow 25 \times 4 + 12 + 11 + 14 + 17 \times \frac{11}{20}$

$W_1$ と $W_2$ を比較して大きい方をとる。この場合は $W_1$ となる。

〔例示〕3 賃金締切日が毎月25日の事業所に5月1日就職し、12月10日離職した場合で、完全な賃金  
 月が5以下のとき

(資格決定離職票に係る被保険者であった期間 > 180日)



賃金額.....	(	H	G	F	E	D	C	B	A	)
支払基礎日数...	(	21	25	25	25	6		25		)

$$\frac{21}{25} > \frac{11}{30}$$

$$\frac{12}{15} > \frac{11}{30}$$

〔算式〕 月給者の場合  $W = \frac{B + E + F + G + A + H + C \times \frac{30}{30}}{180}$

$180 - (30 \times 4 + 15 + 25)$

日給者の場合  $W_1 = \frac{B + E + F + G + A + H + C \times \frac{20}{30}}{180}$

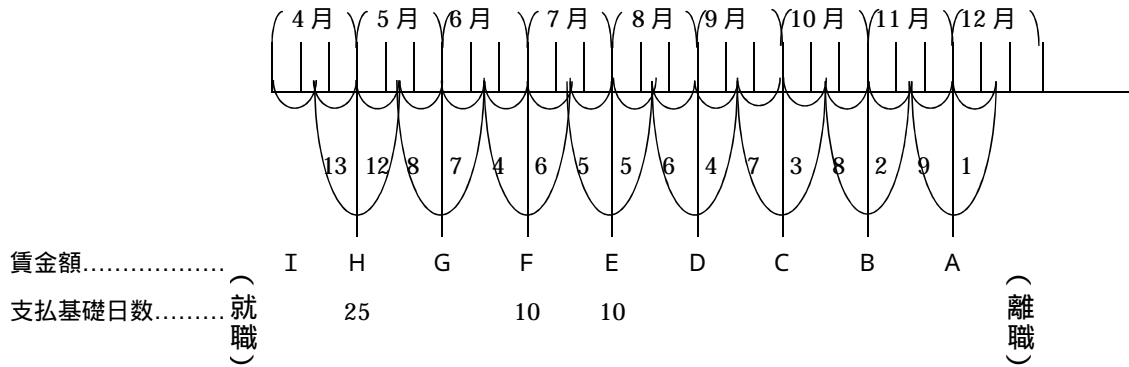
$W_2 = \frac{B + E + F + G + A + H + C \times \frac{20}{30}}{138} \times \frac{70}{100}$

$25 \times 4 + 12 + 21 + 8 \times \frac{20}{30}$

$W_1$ と $W_2$ を比較して大きい方をとる。この場合は $W_1$ となる。

〔例示〕4 賃金締切日が毎月15日の事業所に4月1日就職し、12月15日に離職した場合であって、完全な賃金月が5以下のとき

(資格決定離職票に係る被保険者であった期間 > 180日)



$$\frac{12}{15} > \frac{11}{30}$$

〔算式〕 月給者の場合  $W = \frac{G + H + I + A + B + C + D \times \frac{15}{30}}{180}$

↓

$180 - (30 \times 2 + 15 + 30 \times 3)$

日給者の場合  $W_1 = \frac{G + H + I + A + B + C + D \times \frac{15}{30}}{180}$

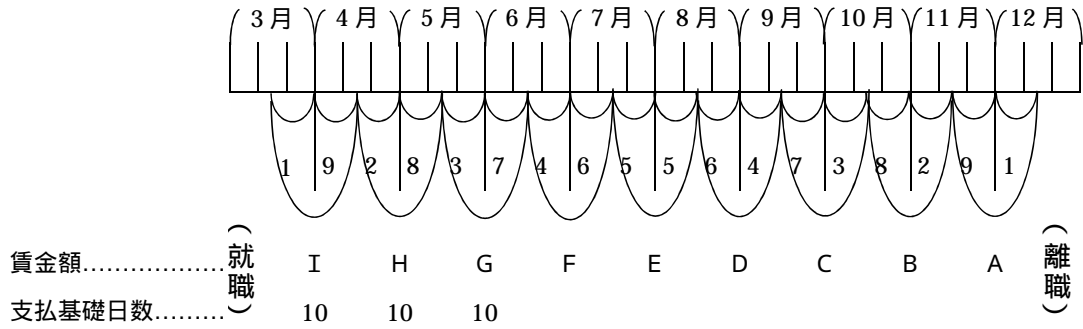
$W_2 = \frac{G + H + I + A + B + C + D \times \frac{15}{30}}{87} \times \frac{70}{100}$

↘  $15 + 25 + 12 + 10 \times 3 + 10 \times \frac{15}{30}$

$W_1$ と $W_2$ を比較して大きい方をとる。この場合は $W_2$ となる。

〔例示〕5 賃金締切日が毎月15日の事業所に3月16日に就職し、12月15日退職した場合で、完全な賃金月が皆無のとき

(資格決定退職票に係る被保険者であった期間 > 180日)



〔算式〕 月給者の場合  $W = \frac{A + B + C + D + E + F}{180}$

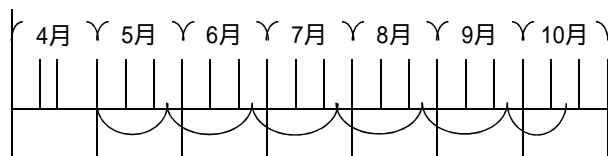
日給者の場合  $W_1 = \frac{A + B + C + D + E + F}{180}$

$W_2 = \frac{A + B + C + D + E + F}{60} \times \frac{70}{100}$

$W_1$ と $W_2$ を比較して大きい方をとる。この場合は $W_2$ となる。

- (c) 算定対象期間において資格決定退職票に係る被保険者であった期間が180日以下である場合には、その期間中に支払われた賃金の総額を180で除して得た額を賃金日額とする。

〔例示〕1 5月1日就職し、10月15日離職したので資格決定離職票に係る被保険者であった期間が180日以下である場合



賃金額.....		F	E	D	C	B	A	
支払基礎日数...	(就職)	21	25	25	25	25		(離職)

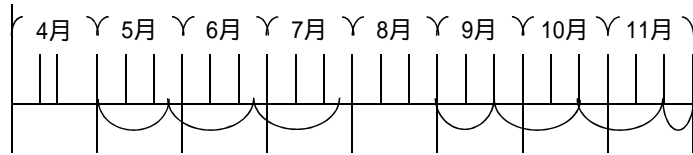
〔算式〕 月給者の場合  $W = \frac{A + B + C + D + E + F}{180}$

日給者の場合  $W_1 = \frac{A + B + C + D + E + F}{180}$

$W_2 = \frac{A + B + C + D + E + F}{139} \times \frac{70}{100}$

$W_1$ と $W_2$ を比較して大きい方をとる。この場合は $W_1$ となる。

〔例示〕2 2事業所に就職したが、資格決定離職票に係る被保険者であった期間は180日以下である場合



賃金額..... (A) (B) (C) (D) (E) (F) (G)  
 支払基礎日数... (就職) 23 25 (離職) (就職) 25 25 (離職)

$$\text{〔算式〕 月給者の場合 } W = \frac{A + B + C + D + E + F + G}{180}$$

$$\text{日給者の場合 } W_1 = \frac{A + B + C + D + E + F + G}{180}$$

$$W_2 = \frac{A + B + C + D + E + F + G}{141} \times \frac{70}{100}$$

$W_1$ と $W_2$ を比較して大きい方をとる。この場合は $W_1$ となる。

□ 月給者の場合（離職票 - 2 [A]欄に賃金額が記載されている場合）の計算原則（イ参照）に述べたとおり（イの例示参照）。

#### 八 日給者の場合の計算

(イ) 離職票 - 2 [B]欄のみに賃金額が記載されている日給者の場合

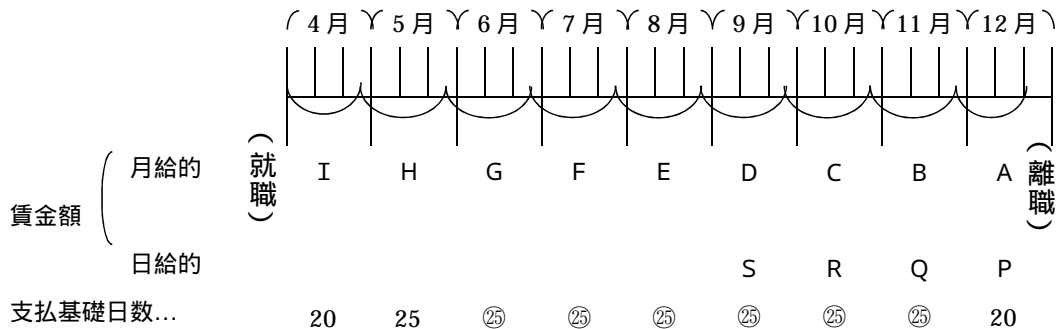
基礎期間に支払われた賃金の総額をその期間中の労働日数（休業手当の基礎となった日及び有給休暇日等を含み、賃金の支払の基礎となった日と同様と考える。）で除して得た額の100分の70と、原則どおり算出した賃金日額と比較し、いずれか大きいものを賃金日額とする（イの例示参照）。したがって、労働日数が126日以上の場合（180の100分の70は126である。）は、原則どおり計算すればよいこととなる。

(ロ) 日給者が月給的賃金を併せて受けている場合（同一賃金月について離職票 - 2 [A] [B]両欄に賃金額が記載されている場合）

基礎期間に支払われた月給的賃金（[A]欄に記載されているもの）の総額を180で除して得た額と、基礎期間に支払われた日給的賃金（[B]欄に記載されているもの）の総額をその期間

の労働日数で除して得た額の 100 分の 70 との合計額（下記の例の  $W_2$ ）を、算出する。これと原則どおり算出された賃金日額（下記の例の  $W_1$ ）とを比較し、いずれか大きいものを賃金日額とする。

〔例示〕 賃金締切日が毎月 25 日の事業所に 4 月 1 日就職し、12 月 20 日離職した被保険者（日給者）が日給的賃金のほか 8 月 26 日以降月給的賃金を併せて受けた場合



$$〔算式〕 W_1 = \frac{B + C + D + E + F + G + Q + R + S}{180}$$

$$W_2 = \frac{B + C + D + E + F + G}{150} \times \frac{70}{100} + \frac{Q + R + S}{180}$$

$W_1$ と $W_2$ を比較して大きい方をとる。この場合は $W_1$ となる。

二 賃金形態に変更がある場合（異なる賃金月について離職票 - 2   の両欄に賃金額が記載されている場合）

一般の受給資格者の場合と同様である（50604 参照）。

ホ 賃金締切日の変更の場合

一般の受給資格者の場合と同様である（50605 参照）。

へ 一般の離職票と短期の離職票により特例受給資格を決定した場合

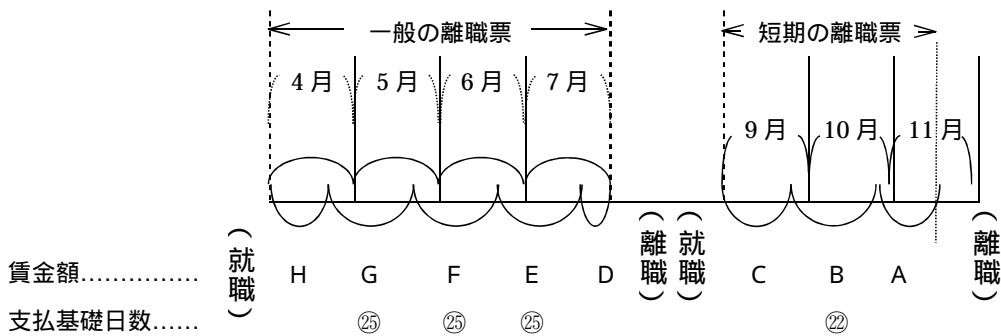
一般の離職票と短期の離職票とを提出した者についての特例受給資格の決定は、55257 により行うが、その場合の賃金日額の算定は、2 枚以上の離職票があった場合の取扱いに準じて行う。

ただし、一般の離職票に係る部分については賃金支払基礎日数が 11 日以上（離職日が令和 2 年 8 月 1 日以降であって、離職日以前の 1 年間に賃金支払基礎日数の 11 日以上の月が 6 か月に満たない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が 80 時間以上）ある月を、短期の離職票に係る部分については賃金支払基礎日数が 11 日以上（離職日が令和 2 年 8 月 1 日以降であって、離職日以

前の1年間に賃金支払基礎日数の11日以上の月が6か月に満たない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上)ある月をそれぞれ完全な賃金月として算定する。なお、完全な賃金月以外の賃金月であって、当該賃金月における賃金支払基礎日数の当該賃金月の期間の日数に対する割合が一般の離職票にあっては30分の11以上であるものと短期の離職票にあっては30分の11以上であるものとは同順位として取り扱う(新しいものからとる。 )。

〔例示〕 賃金締切日が毎月20日の事業所に一般被保険者として4月1日に就職、7月31日に離職し、賃金締切日が毎月25日の事業所に特例被保険者として9月1日に就職、11月15日に離職した場合

(資格決定離職票に係る被保険者であった期間 180日)



$$\frac{8}{11} > \frac{11}{30} \quad \frac{20}{25} > \frac{11}{30} \quad \frac{15}{21} > \frac{11}{30}$$

〔算式〕 月給者の場合  $W = \frac{B + E + F + G + A + C + D + H \times \frac{3}{20}}{180}$

日給者の場合  $W_1 = \frac{B + E + F + G + A + C + D + H \times \frac{3}{20}}{180}$

$W_2 = \frac{B + E + F + G + A + C + D + H \times \frac{3}{20}}{143} \times \frac{70}{100}$



$$\rightarrow 22 + 25 \times 3 + 15 + 20 + 8 + 17 \times \frac{3}{20}$$

$W_1$ と $W_2$ を比較して大きい方をとる。この場合は $W_1$ となる。

ト 週払の場合

一般の受給資格者の場合と同様である（50608 参照）。

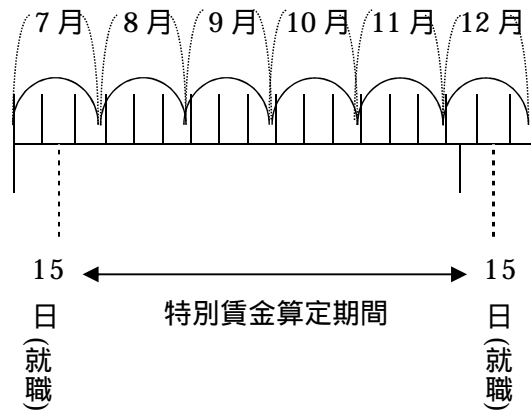
チ 未払賃金がある場合

一般の受給資格者の場合と同様である（50609 参照）。

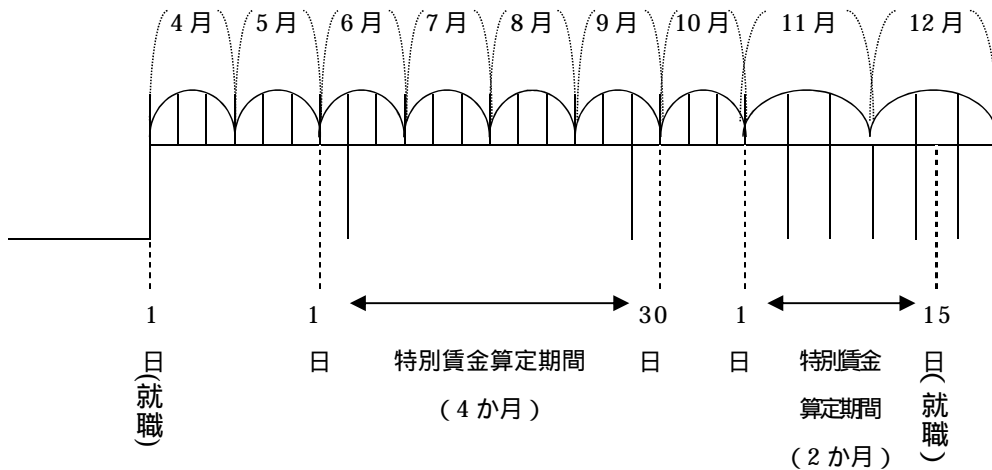
リ 特別の賃金がある場合

一般の受給資格者の場合と同様であるが、法附則第3条の規定により短期雇用特例被保険者として雇用されていた期間とみなされている期間については特別賃金算定期間から除くものとする（50610 参照）（例示1、2 参照）。

〔例示〕1



〔例示〕2



ヌ 賃金日額の算定が困難な場合又は賃金日額とすることが適当でないと認められる  
場合

一般の受給資格者の場合と同様である（50611 参照）。

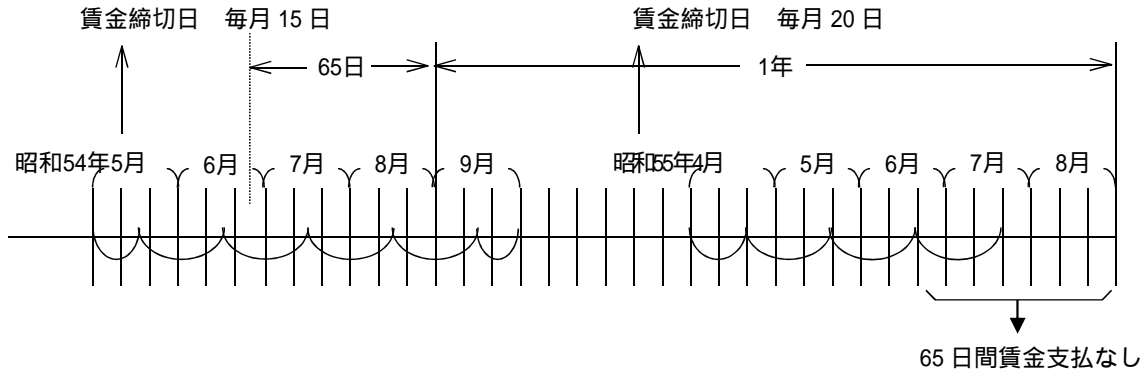
ル 2 枚の離職票の提出があった場合の賃金日額の算定方法

一般の受給資格者の場合と同様であるが、法附則第 3 条の規定により短期雇用特例被保険者として雇用されていた期間とみなされる期間については特別賃金算定期間から除くものとする（50612 参照）。

ロ 賃金日額の算定を行う場合のその他の留意点

賃金日額は算定対象期間に支払われた賃金額について算定しなければならないので、下図のような場合、賃金額 H については、6 月 28 日以降に支払われた賃金額のみを算定の対象とすべきであり、賃金額 H すべてを算定の対象に含めることができないので、賃金額 H の支払われた賃金月は完全な賃金月以外の賃金月と考え  $H \times \frac{18}{30}$  を算定対象の賃金に含める。

〔例示〕



賃金額.....	(就職)	H	G	F	E	(離職)	(就職)	D	C	B	A	(離職)
支払基礎日数...	(就職)	22	22	22		(離職)	(就職)		22	22		(離職)

〔算式〕月給者の場合  $W = \frac{B + C + F + G + D + E + H \times \frac{18}{30} + A \times \frac{7}{30}}{180}$

日給者の場合  $W_1 = \frac{B + C + F + G + D + E + H \times \frac{18}{30} + A \times \frac{7}{30}}{180}$

$W_2 = \frac{B + C + F + G + D + E + H \times \frac{18}{30} + A \times \frac{7}{30}}{128} \times \frac{70}{100}$

$\rightarrow 22 \times 4 + 15 + 11 + 22 \times \frac{18}{30} + 5 \times \frac{7}{30}$

$W_1$ と $W_2$ を比較して大きい方をとる。この場合は $W_1$ となる。

**55352 (2) 賃金日額の最低額及び最高額**

イ 55351 によって算定した賃金日額が、賃金日額の最低額を下るときは、賃金日額の最低額が賃金日額となる。

賃金日額の最低額は、2,577 円（令和 3 年 8 月 1 日現在（50616 参照）。55353 の変更が行われ

た場合は変更後の額。)である(法第17条第4項、第40条第1項)。

□ 55351 によって算定した賃金日額が、賃金日額の最高額を超えるときは、賃金日額の最高額が賃金日額となる。

賃金日額の最高額は、特例受給資格に係る離職の日における年齢により異なり、以下の(イ)から(ニ)までの額(令和3年8月1日現在。55353の変更が行われた場合は変更後の額。)である(法第17条第4項、第40条第2項)。

(イ) 特例受給資格に係る離職の日において60歳以上65歳未満の特例受給資格者の場合  
15,770円

(ロ) 特例受給資格に係る離職の日において45歳以上60歳未満の特例受給資格者の場合  
16,530円

(ハ) 特例受給資格に係る離職の日において30歳以上45歳未満の特例受給資格者の場合  
15,020円

(ニ) 特例受給資格に係る離職の日において30歳未満又は65歳以上の特例受給資格者の場合  
13,520円

#### 55353 (3) 賃金日額の最低額及び最高額の変更

50616により自動変更対象額が変更された場合は、特例受給資格者に係る賃金日額の最低額及び最高額についても変更される。

最低額は、受給資格者に係る最低額と同額となる(50615イ参照)。

最高額は、特例受給資格に係る離職の日における年齢に応じて、特例受給資格に係る離職の日において60歳以上65歳未満の特例受給資格者に係る最高額は、受給資格に係る離職の日において60歳以上65歳未満の受給資格者の最高額と、特例受給資格に係る離職の日において45歳以上60歳未満の特例受給資格者に係る最高額は、受給資格に係る離職の日において45歳以上60歳未満の受給資格者に係る最高額と、特例受給資格に係る離職の日において30歳以上45歳未満の特例受給資格者に係る最高額は、受給資格に係る離職の日において30歳以上45歳未満の受給資格者に係る最高額と、特例受給資格に係る離職の日において30歳未満又は65歳以上の特例受給資格者に係る最高額は、受給資格に係る離職の日において30歳未満の受給資格者に係る最高額と同額となる(法第40条第1項)(50615参照)。

#### 55354 (4) 昭和43年7月1日前に二重の被保険者資格を取得していた場合の賃金日額の算定方法

一般の受給資格者の場合と同様である(50691~50700参照)。

#### 55355 (5) 日雇の受給資格調整に伴う賃金日額の算定方法

一般の受給資格者の場合と同様である(50701~50750参照)。

### 55356 (6) 賃金日額の算定に伴う事務処理

一般の受給資格者の場合と同様である(50751~50800参照)。

### 55357 (7) 特例一時金の額の決定

特例一時金の額は、その者について算定された基本手当日額に相当する額の30日分(当分の間40日分)である。ただし、失業の認定があった日から受給期限日までの日数が30日(当分の間は40日)未満であるときは、その日数分が支給される(法第40条第1項)(例えば、受給期限日が平成20年12月15日であり、かつ、失業の認定があった日が平成20年11月20日である場合には、特例一時金の額は基本手当日額の26日分となる。)

基本手当日額に相当する額については、特例受給資格に係る離職日において、55351~55352によって算定した賃金日額に、当該賃金日額が特例受給資格に係る離職日における年齢に応じた以下のイ又はロにおいて属する(イ)、(ロ)又は(ハ)の範囲に対応する給付率を乗じて得た金額となる(法第16条第1項、第40条第1項)(50801参照)。基本手当の算定額の端数処理は、1円未満の端数についてはこれを切り捨てることとなる(「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」第2条参照)。

イ 特例受給資格に係る離職日において60歳未満である特例受給資格者

(イ) 55351、55352によって算定した賃金日額が、法第16条第1項の規定により基本手当日額の算定に当たって80/100から50/100までの範囲の率を乗ずることとされた賃金日額の範囲の賃金日額(4,970円以上12,240円以下(令和3年8月1日現在。50617により変更された場合は、変更後の範囲。))である場合の給付率

則第28条の3第1項の給付率

$$\begin{aligned} & \text{基本手当日額の算定に当たって } 80/100 \text{ から } 50/100 \text{ までの} \\ & \text{W - 範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲の最低額} \\ = & \frac{80}{100} - \frac{30}{100} \times \frac{\text{基本手当日額の算定に当たって } 80/100 \text{ から } 50/100 \text{ までの} \\ & \text{範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲の最高額 - 同最低額}}{\text{基本手当日額の算定に当たって } 80/100 \text{ から } 50/100 \text{ までの} \\ & \text{範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲の最高額 - 同最低額}} \\ = & \frac{-0.3(w - 4,970)}{12,240 - 4,970} + 0.8 = \frac{-0.3w + 7.307}{7,270} = \frac{-3w + 73,070}{72,700} \end{aligned}$$

(ロ) 55351、55352によって算定した賃金日額が、法第16条第1項の規定により基本手当日額の算定に当たって50/100を乗じることとされた賃金日額の範囲の賃金日額(12,240円を超える額(令和3年8月1日現在。50617により変更された場合は、変更後の範囲。))である場合の給付率

100分の50

ロ 特例受給資格に係る離職日において 60 歳以上 65 歳未満である特例受給資格者

基本手当の日額は、50601～50750 によって算定した賃金日額に、当該賃金日額が属する以下の(イ)、(ロ)又は(ハ)の範囲に対応する給付率を乗じて得た金額となる（法第 16 条第 2 項）。

(イ) 50601～50750 によって算定した賃金日額が、法第 16 条第 1 項の規定により基本手当日額の算定に当たって 80 / 100 を乗じることとされた賃金日額の範囲の賃金日額（2,577 円以上 4,970 円未満（令和 3 年 8 月 1 日現在。50617 により変更された場合は、変更後の範囲。））である場合の給付率

100 分の 80

(ロ) 50601～50750 によって算定した賃金日額が、法第 16 条第 1 項の規定により基本手当日額の算定に当たって 80 / 100 から 45 / 100 までの範囲の率を乗じることとされた賃金日額の範囲の賃金日額（4,970 円以上 11,000 円以下（令和 3 年 8 月 1 日現在。50617 により変更された場合は、変更後の範囲。））である場合の給付率

則第 28 条の 3 第 2 項の給付率

$$\begin{aligned}
 & \text{基本手当日額の算定に当たって } 80 / 100 \text{ から } 45 / 100 \text{ までの} \\
 & w - \text{範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲の最低額} \\
 = & \frac{80}{100} - \frac{35}{100} \times \frac{\text{基本手当日額の算定に当たって } 80 / 100 \text{ から } 45 / 100 \text{ までの}}{\text{範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲の最高額} - \text{同最低額}} \\
 = & \frac{-0.35(w - 4,970)}{11,000 - 4,970} + 0.8 = \frac{-0.35(w - 4,970) + 4,824}{6,030} = \frac{-7w + 131,270}{120,600}
 \end{aligned}$$

又は、この率により算定した基本手当日額が、以下の率により算定した額を超えることとなる場合は、以下の率。

$$\begin{aligned}
 & 0.05W + 0.4 \times 11,000 & 0.05W + 4,400 \\
 = & & = \\
 & W & W
 \end{aligned}$$

(ハ) 0601～50750 によって算定した賃金日額が、法第 16 条第 1 項の規定により基本手当日額の算定に当たって 45 / 100 を乗じることとされた賃金日額の範囲の賃金日額（11,000 円を超える（令和 3 年 8 月 1 日現在。50617 により変更された場合は、変更後の範囲。））である場合の給付率  
100 分の 45

ハ 求職の申込みの日以後失業の認定があった日の前日までの間に自己の労働による収入がある場

合であっても、特例一時金の減額は行わない。

#### 55401 - 55500 第4 失業の認定日及び支給日の決定

##### 55401 - 55450 1 失業の認定日の指定

###### 55401 (1) 概要

特例受給資格者が離職後安定所に出頭し、特例受給資格の決定を行った場合はその特例受給資格者について求人、求職の状況（例えば、同一の職種を適職とする者を同一日に指定するなど）、事務量等を勘案して失業の認定日を指定する。

なお、必要があると認める場合には認定日を変更することができ、また、認定日当日不出頭の場合には、認定日を再指定する。

###### 55402 (2) 認定日の指定

失業の認定日は、安定所の事務量等を勘案して次に掲げる日からおおむね3週間経過後であっておおむね1か月を超えない範囲内の日を指定し、当該特例受給資格者に知らせなければならない。この場合、受給期限日との関係から以下に留意する。

- イ 待期満了後、離職理由による給付制限が予定されている場合  
当該給付制限の期間が経過すると見込まれる日
- ロ 待期満了後、離職理由による給付制限が予定されていない場合  
待期が満了すると見込まれる日

###### 55403 (3) 認定日の変更

- イ 失業の認定は、原則として特例受給資格者についてあらかじめ定められた認定日以外の日に行うことはできないものであるが、安定所長は、必要があると認めるときは、その者の失業の認定日を変更することができる（則第68条第2項）。
- ロ 失業の認定日の変更は、就職その他51351の口に掲げる理由により認定日に出頭することができない場合に行うものとする。したがって、認定日に不出頭の者がその後において再出頭した場合（常用就職の場合にあっては、認定日前であって、就職日の前日まで（この場合、待期が満了していること及び給付制限を受けている者については、当該期間が経過していることが必要である。）に出頭した場合又は当該再就職先を再離職して出頭した場合）であって、認定日に不出頭の理由が就職その他51351の口に掲げる理由に該当する場合には、原則として申出のあった日を失業の認定日とし、認定を行うことができる。

###### 55404 (4) 認定日の再指定

認定日の再指定は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。なお、この場合、受給期限日との関係に特に留意してできる限り早い日を失業の認定日として再指定する。

- イ 指定した認定日に出頭しない理由が就職その他51351の口に掲げる理由に該当しない場合

- 指定した認定日において、待期の満了の認定ができなかった場合  
なお、この場合、待期の満了に必要な日数等を考慮する。

## 55451 - 55500 2 特例一時金の支給日の決定

### 55451 (1) 支給日の決定

特例一時金の支給日は、特例受給資格者が離職後安定所に出頭し、特例受給資格の決定を行った場合は、失業認定日と同一日であるように決定し、これを特例受給資格者に知らせなければならない(ただし口座振込みの方法により特例一時金等の支給を行う場合にあっては、56202 の二参照)。

## 55501 - 55600 第5 支給台帳及び特例受給資格者証

### 55501 - 55550 1 支給台帳の作成、記録及びその他留意事項等

#### 55501 (1) 支給台帳作成の目的

支給台帳は、各特例受給資格者について、その特例受給資格の詳細、失業状態の経過、失業給付に関する事項等その者についての安定所における雇用保険関係について記録するものである。したがって、これが作成及び記録に当たっては、関係法令に精通して誤りのないよう慎重に取り扱うことを要する(51001 参照)。

ただし、地方運輸局にはハローワークシステム(以下「システム」という。)が配備されていないため、地方運輸局の住所を管轄する労働局を経由してセンターにその記録内容の照会を行う。

#### 55502 (2) 支給台帳の作成及び記録

審査係は、離職票の記載に基づいて特例受給資格のあることを確かめたときは、特例受給資格決定に係る離職票(2枚以上の離職票により決定した場合には、それらの離職票のうち最新のもの)に必要事項を記載した上、当該離職票により、所要のデータをセンターに入力することにより、特例受給資格者証の作成と同時に支給台帳を作成する。

なお、地方運輸局の審査係は、地方運輸局の住所を管轄する労働局に最終的な受給資格確認の照会及び受給資格者証の作成依頼を行った上、労働局が代行でこれを行う。

特例受給資格者にかかる失業の認定、特例一時金その他給付に係る事項の記録については一般の受給資格者の場合に準じて行うこととする。

また、その記載事項に変更があったときは、その都度、所要の訂正を行う。

なお、支給台帳の作成要領及び記録要領についてはセンター要領参照。

## 55551 - 55600 2 特例受給資格者証の作成及び交付

### 55551 (1) 概要

イ 離職票を提出した者について特例受給資格の決定を行ったときは、雇用保険特例受給資格者証(則様式第11号の3)(以下「特例受給資格者証」という。)を作成して、これをその者に交付する(則第68条第1項)。特例受給資格者証は、これを提示することによって特例受給資格者で



あることを証明するとともに、失業給付の請求をも行うこととなるのであるから、これが作成に当たっては、常に慎重を期さなければならない。

- 特例受給資格者証を特例受給資格者に交付する際には、離職票 - 1 の備考欄に適宜の文言等により交付した旨（「 月 日受給資格者証交付済み」等その旨のゴム印の押印によることとして差し支えない）を明らかにしておく。

#### 55552 (2) 特例受給資格者証の作成及び記録

離職票を提出した者について特例受給資格の決定を行ったときは 55502 により支給台帳を作成すると同時に特例受給資格者証を作成する。

なお、地方運輸局が行った処分又は記載事項の変更があった場合は、地方運輸局の所在地の住所を管轄する労働局が代行でこれを行う。

特例受給資格者に対する処分を行った場合及びその記載事項に変更のあった場合は、その都度所要のデータをセンターに入力することにより記録又は訂正を行う。

受給資格者証には、個人番号の表示は行わないこととなるため、受給資格者本人から個人番号が登録されたことを証する書類の交付を求められた場合及びシステムに登録された個人番号を確認したい等の申し出があった場合には、50008(8)二のとおり案内等すること。

なお、個人番号が登録されたことを証する書類の交付を求められた場合は、別途示す様式により受取証明を交付すること。個人番号登録・変更届により、個人番号の登録を行った場合、システム上、個人番号登録処理結果票が出力されるため、当該結果票の写しを交付することとして差し支えない。

なお、特例受給資格者証の作成要領及び記録要領については、センター要領参照。

#### 55553 (3) 特例受給資格者証の再作成

滅失又は損傷により特例受給資格者証を再交付する場合には、55004 に準じ本人確認を行い（損傷した特例受給資格者証によって本人確認が可能な場合を除く。）、安定所長の決裁を受けた上、所要の再作成処理を行い、再作成した特例受給資格者証の第1面余白に「再交付」と朱書するとともに、特例受給資格者名簿に特例受給資格者証を再交付した旨、再交付年月日及びその理由を記載しておく。

雇用保険特例受給資格者証

特

(第1面)

1. 支給番号		2. 氏名				
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号		
8. 住所又は居所						
9. 支払方法(記号(口座)番号-金融機関名-支店名)						
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日		12. 離職理由			
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額		15. 給付制限			
16. 求職申込年月日	17. 認定予定月日		18. 受給期限年月日			
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数		21. 通算被保険者期間			
22. 離職前事業所名						
23. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)						

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は  
管轄地方運輸局所在地

電話番号

交付 年 月 日

公共職業安定所長

折り曲げ線

注意事項

- この証は、第1面に書かれている受給期限年月日までは大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。
- 失業の認定、又は失業等給付を受けようとするときは、この証を特例受給資格者失業認定申告書その他関係書類に添えて原則として管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局の長に提出してください。
- あなたが口座振込特例受給資格者である場合、支給金額合計額の金額を、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振込む手続きを、失業認定日に行いますので、その金融機関から支払を受けてください。この場合、その金融機関から支払を受けることができる日が、特例一時金の支給日となります。
- 定められた失業の認定日に来所しないときは、特例一時金の支給を受けることができなくなることがあります。
- 偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と裏にそれに加えて一定の金額の給付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、失業の認定日に届書を提出してください。
- 失業等給付に関する処分又は上記5の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 以上のほか、雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

被保険者番号

求職番号

支給番号

(バーコード貼付欄)

(バーコード貼付欄)

雇用保険説明会 年 月 日 出席済

(第2面)

2021. 9

写真欄  
3×2.4

支給番号

氏名

処理状況							
行次	処年月日	認定（支給）期間	日数	種別	支給金額	残日数	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

折り曲げ線

行次	処年月日	認定（支給）期間	日数	種別	支給金額	残日数	備考
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							

種別	常用就職受給金	常用受給金
	常用就職受給手当	常用就職手当
	水曜出勤受給金	水曜受給金

未支給	各種欄の端に（未）を付す。
過給	各種欄又は（未）の端に（過）を付す。

## 55601 - 55700 第6 待期

一般の受給資格者の場合と同様である（51101 - 51200 参照）。

## 55701 - 56000 第7 失業の認定

### 55701 - 55750 1 失業の認定の意義

#### 55701 (1) 概要

特例受給資格者が特例一時金の支給を受けるには、離職の日の翌日から起算して6か月を経過する日までに安定所に出頭し求職の申込をした上、失業の認定を受けなければならない（法第40条第3項）。特例受給資格者についての失業の認定とは、その者が失業の認定日において失業の状態にあるか否かを確認する行為である。

この場合の失業とは、労働の意志及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう（法第4条第3項）（51201～51250参照）。

なお、失業の認定は、特例受給資格者の住所又は居所を管轄する安定所（以下「管轄安定所」という。）において行われるものであるが、管轄安定所が他の安定所に失業等給付に関する事務を委嘱した（則第54条、第69条）ときは、委嘱を受けた安定所において行われる。

### 55751 - 55800 2 失業の認定要領

#### 55751 (1) 概要

イ 失業の認定日においては、待期及び認定日当日について失業の認定を行う。

なお、認定日当日は全日において失業の状態になければならないのは当然であるから、時間の長短を問わず認定日に就職又は就労（51255参照）することが判明した場合は失業の認定を行わない。

後日、認定日に就職又は就労をした旨の届出があった場合は、失業の認定を取り消し、特例一時金の支給は誤払いとして処理し、回収の手続きを行い、認定日の再指定を行う。

また、もし本人が認定日当日に就職又は就労することを知りながらそれを偽って失業認定申告書を提出したときは、不正受給に当たるものである。

待期満了後、失業の認定日の前日までの間については、たとえ就職（認定日の前日までに就職している場合に限る。）又は就労について不申告があったとしても、不正受給としては取り扱わず、届出義務を怠ったことについて注意するにとどめる。

ロ 失業の認定日に失業の認定を行うに当たっては、次の事項について確かめる。

- (イ) 当該安定所において特例受給資格者証を交付した特例受給資格者であるかどうか、又は委嘱若しくは移管の手続きを経た特例受給資格者であるかどうか。
- (ロ) 特例受給資格者本人であるかどうか。
- (ハ) 所定の失業の認定日であるかどうか。
- (ニ) 労働の意志及び能力があるかどうか。
- (ホ) 待期が満了しているかどうか。

#### 55752 (2) 特例受給資格者本人であるかどうかの確認

失業の認定は特例受給資格者本人の求職の申込みによって行われるものであるから、代理人による失業の認定はできない。

本人であることの確認は、特例受給資格者証に貼付された本人の写真、出稼労働者手帳、運転免許証、官公署の交付する証明書等によって行う。

なお、特例受給資格者証を提出できない場合でも、それが紛失したものであることが明らかであり、本人であることの証拠があるような場合には特例受給資格者証を再交付することもできる（則第 50 条、第 69 条）。

また、特例受給資格者証を提出することができないことについて正当な理由がある場合には、必ず提出すべく指示して特例受給資格者証の提出のないまま失業の認定を行い得る場合もある（則第 69 条第 1 項（則第 22 条第 3 項））。

新規に個人番号の登録及びシステムに登録された個人番号の変更について申し出があれば、「個人番号登録・変更届」に個人番号を記載させ、50005(5)口(イ)及び(ロ)により個人番号及び身元(実在)確認を行った上で登録すること。

#### 55753 (3) 所定の認定日であるかどうかの確認

失業の認定は、原則として、特例受給資格者について、あらかじめ定められた認定日に行うものであるから、所定の認定日に出頭しないときには、失業の認定はできないものである。このため、特例受給資格者が失業の認定を受けるため安定所に出頭したときは、提出された特例受給資格者証の記載により、その日が当該特例受給資格者について定められた認定日であるかどうかを確認する。

なお、55752 のまた書のように特例受給資格者証の提出ができない場合には、当該者の支給番号を特例受給資格者名簿により確認の上、センターに支給台帳を照会することにより確認を行う。

#### 55754 (4) 労働の意思及び能力があるかどうかの確認

イ 特例受給資格者について労働の意思及び能力があると確認されるためには、単に安定所に出頭して求職の申込みをしているだけでなく、真に就職への意欲をもち、かつ、精神的、肉体的、環境的に労働の能力を有していることが必要である。

失業の要件である労働の意思及び能力の有無の判定は一律に機械的に行うことなく個々の事案について具体的な事情を考慮に入れて行うよう配慮しなければならない。また、この際、紹介担当部門からの連絡を待って判定すべき場合は当該連絡に基づき認定係において判定するものであるが、この連絡方法等についてはあらかじめ定められた簡易な方法によることとし、紹介担当部門及び認定係の業務の運営に支障のないよう配慮しなければならない。

認定日において失業の認定を行わなかった場合であって、その判断の基礎となった事情がその後も継続するであろうと認められるときには、特例受給資格者に対し、その事情が継続する限り失業の認定はできないがその事情がやめば認定を行い得るので、その事情がやみ、労働の意思及び能力

が復活したときに安定所へ出頭するよう指導を行う。

失業の認定を行わなかったときは、特例受給資格者証、特例受給資格者失業認定申告書の「公共職業安定所記載欄」の「連絡事項」欄及び特例受給資格者名簿の「備考」欄に、その旨及びその理由を記載する。

□ 労働の意志、能力の有無の判定については、51254 参照（ただし、求職活動実績に基づく失業の認定に係るものを除く。）。

なお、労働の意志、能力の確認は、特例受給資格者失業認定申告書の記載内容により行う。

#### 55755 (5) 待期が満了しているかどうかの確認

待期の取扱いについては、一般の受給資格者の場合と同じである。なお、特例受給資格者が、就職その他 51351 の口に掲げる理由以外の理由により認定日に出頭しなかったことから認定日の再指定をした場合（55404 参照）においても、特例受給資格者に係る離職後最初に求職の申込をした日（特例受給資格の決定の日と同一とする。）から起算して待期に係る失業の認定又は不認定を行う。

### 55801 - 55850 3 特例受給資格者失業認定申告書

#### 55801 (1) 特例受給資格者失業認定申告書

イ 特例受給資格者は、失業の認定を受けようとするときには、失業の認定日に、管轄安定所（則第 54 条の規定に基づき、求職者給付に関する事務が委嘱された場合は、当該委嘱を受けた安定所。）に出頭し、特例受給資格者失業認定申告書（則様式第 24 号）に特例受給資格者証を添えて提出しなければならない（則第 69 条第 1 項、則第 22 条第 1 項）。

□ 特例受給資格者失業認定申告書の記載要領については、特例受給資格者に対して、特例受給資格の決定を行った日又は失業の認定日までの適当な日に、必ず個人別又は集団的に説明しておく。

#### 55802 (2) 特例受給資格者失業認定申告書の事務処理

認定係は、失業の認定日に特例受給資格者から特例受給資格者失業認定申告書の提出を受けた場合は、次の要領により処理する。

イ 特例受給資格者失業認定申告書の 1 欄から 4 欄までのすべてについて必要事項が記載されているか否かを確認するとともに、記載もれがある場合には各事項ごとに裏面記載の要領に従い記載するように指導する。

□ 特例受給資格者失業認定申告書の 1 欄「した」に 印が付され、又は月日等が記載されている場合は、その申告の具体的内容を把握し、就職又は就労に該当するとき（51255 参照）は、所要の処理を行う。この場合、特例受給資格者失業認定申告書に就職又は就労等と記載されていても、特例受給資格者の主観的判断によって記載され、就職又は就労に該当しない場合もあるから留意する。

ハ 特例受給資格者失業認定申告書の 2 欄は、労働の意志及び能力の有無を判定するための資料とする。

ニ 特例受給資格者失業認定申告書の 3 欄は、主として失業の認定日当日における労働の能力の有無

を判断する資料とするものであるから、3欄の「応じられない」に印が付され、その応じられない理由のいずれかの記号に印が付されている場合は、その実情を聴取して労働の能力が復活しない限り、失業の認定を行わない旨を特例受給資格者に説明する。

ホ 失業の認定を行ったときは、特例受給資格者失業認定申告書の「公共職業安定所記載欄」の「取扱者印」欄に、取扱者印を押印するか又はその者にあらかじめ定められている番号を記載する。なお、不認定とされた者については、同欄の「連絡事項」欄に「不認定」と記載し、必要に応じ認定日の再指定を行う。

ヘ 認定係は、失業の認定を受けた者（不認定の者を含む。）に係る特例受給資格者証及び支給台帳に所要の記載及び記録を行った上、特例受給資格者失業認定申告書を特例受給資格者証とともに審査係へ回付し、審査係は当該特例受給資格者証の「（処理状況）」欄に記載された内容及び特例受給資格者失業認定申告書等について審査を行った上、これを給付係へ回付するとともに特例受給資格者失業認定申告書を保管する。なお、不認定の者に係る特例受給資格者証については、審査係から本人に返付する。

特例受給資格者失業認定申告書

(必ず第2面の注意事項をよく読んでから記入してください。)

※ 帳票種別 1 2 2 0 4	
1. 支給番号 □ □ - □ □ □ □ □ □ □ □	2. 未支給区分 □ (空欄 未支給以外 / 1 未支給)
3. 待期満了年月日 □ □ - □ □ □ □ □ □ □ □ (4平成5令和)	
4. 特例一時金失業認定年月日 □ □ - □ □ □ □ □ □ □ □ (4平成5令和)	

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をしましたか。	ア	し	た	就職又は就労した人は、した月日を記載してください。	
	イ	し	ない		
2 失業の認定を受けようとする期間中に、就職先をさがしましたか。	ア	さ	が	した	どのような方法でさがしましたか。 (ア) 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等 (イ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 (ウ) 派遣元事業主による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等 (オ) 知人の紹介による求人への応募 (カ) 新聞広告による求人への応募 (キ) 就職情報誌による求人への応募 (ク) インターネットによる求人への応募 (ケ) その他 ( )
	イ	さ	が	さ	なかった (その理由を具体的に記載してください。)
3 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア	応	じ	られる	すぐに応じられない理由を第2面の注意の5の中から選んで、その記号を○で囲んでください。  (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ)
	イ	応	じ	られない	
4 就職若しくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。	ア	就	職	(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(就職先事業所) 事業所名 ( ) 所在地 (〒 ) 電話番号 ( )
	イ	自	営	月 日より自営業開始 (予定)	
雇用保険法施行規則第69条において準用する第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。 令和 年 月 日 (この申告書を提出する日) 公共職業安定所長 殿 地方運輸局長 殿					特例受給資格者氏名 _____ 支給番号 ( )

(あてはまるものに○をつけ、必要なことがらを記入してください。)

認定日・時間 月 日 時から 時まで	※ 公共職業安定所又は地方運輸局記載欄	連絡事項	取扱者印	操作者印
備考				



**注 意**

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあること。
- 3 1欄及び2欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回安定所に来所した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいうものであること。
- 4 1欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）、又は会社の役員になった場合等をいうものであること。なお、賞金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 5 3欄の「イ 応じられない」に○印を付けた人は、下記の(ア)～(オ)の中からその理由を選んで3欄に記載してある記号のうち該当するものを○で囲むこと。
  - (ア) 病気やけがなど健康上の理由
  - (イ) 個人的又は家庭的事情のため（例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため）
  - (ウ) 就職したため又は就職予定があるため
  - (エ) 自営業を開始したため又は自営業の開始予定があるため
  - (オ) その他なお、(オ)を○で囲んだ人は、公共職業安定所又は地方運輸局が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を下記の（ ）内に具体的に記載すること。

( )

- 6 ※印欄には、記載しないこと。

#### 55851 - 55900 4 審査結果等に基づく失業の認定

##### 55851 (1) 概要

審査若しくは訴訟の結果によっては、安定所の処分を変更し、遡及して失業の認定を行うことができる。審査決定した時又は訴訟の結果が確定したときが受給期限後であっても同様である。

この場合における失業の認定日は、遡及して特例受給資格を決定された日（当初、特例受給資格を否認した日）において他の特例受給資格者に対して指示した失業の認定日とし、当該認定日に失業の状態にあった場合に失業の認定を行う。認定及び支給についての特例受給資格者証への記載に当たっては、審査結果に基づくものである旨を付記する（51452 参照）。

この場合の時効期間は、審査決定書が当該特例受給資格者に到着した日又は判決が出た日の翌日から起算する。

#### 55901 - 55950 5 特例一時金等に関する事務の委嘱、特例受給資格者の住居移転及び 管轄安定所変更に伴う措置

##### 55901 (1) 委嘱による場合

特例一時金等に関する事務は、特例受給資格者の居住地の安定所において行うのであるが、特例受給資格者の申出により他の安定所において職業のあっせんを行うことが適当と認められるときは、その者についての特例一時金等に関する事務を他の安定所に委嘱することができる。この場合の事務処理は一般の受給資格者の場合と同様である（50208、51501 参照）。

##### 55902 (2) 移管による場合

特例受給資格者が他の安定所の管轄内に住所を変更した場合は、移管のための処理を行うが、この処理は一般の受給資格者の場合と同様である（51502 参照）。

##### 55903 (3) 管轄変更による場合

安定所の廃止、統合、新設並びに市町村の廃置分合及び境界変更その他の理由により管轄区域に変更があり、特例受給資格者の管轄安定所が変更した場合の措置は、一般の受給資格者の場合と同様である（51503 参照）。

#### 56001 - 56300 第8 特例一時金の支給

#### 56001 - 56050 1 特例一時金の支給要領

##### 56001 (1) 概要

特例一時金は、通常特例受給資格者がその者について定められた失業の認定日に出頭し、その日が失業の状態にあることの認定を受けた場合に支給される。

##### 56002 (2) 支給決定を行う場合の留意事項

特例一時金の支給決定を行うに当たっては、次の措置を行う。

- イ 失業の認定を受けたことを確認する。
- ロ 特例受給資格者証により支給日の確認を行う。なお、55752 のまた書参照。

**56003 (3) 特例一時金の支給に伴う事務処理**

一般の受給資格者の場合と同様である(51603 参照)。

**56004 (4) 特例受給資格者証を提出しない場合の措置**

- イ 特例受給資格者証を提出しない場合でも、本人であることが確認されたときは、支給台帳の内容を確認の上、特例一時金を支給して差し支えない。  
なお、紛失により特例受給資格者証を提出することができない者については、再交付の手続を行った上、支給する。
- ロ 特例受給資格者失業認定申告書の「公共職業安定所記載欄」の「連絡事項」欄に「証不提出」と記載し、後日適当な日に特例受給資格者証の提出を行わせて処理事項を追記する。

**56051 - 56070 2 災害時における特例一時金の支給に関する特別措置**

一般の受給資格者の場合と同様である(51751～51800 参照)。

**56071 - 56100 3 船員保険の失業保険金受給資格を併せ有する場合の特例一時金の支給**

一般の受給資格者の場合と同様である(51801～51850 参照)。

**56101 - 56150 4 巡回職業相談所における失業の認定及び特例一時金の支給**

一般の受給資格者の場合と同様である(51901～51950 参照)。

**56151 - 56200 5 市町村長の取次ぎによる失業の認定及び特例一時金の支給**

一般の受給資格者の場合と同様である(51951～52000 参照)。

## 56201 - 56250 6 特例一時金等の支給方法

### 56201 (1) 口座振込みの方法による取扱いの範囲

#### イ 口座振込みの方法により支給する特例一時金等

特例受給資格者に対する特例一時金の支給は、支給決定を受けた本人の普通預(貯)金口座への口座振り込みによって支給する。

特例受給資格者の普通預(貯)金口座への振込みの方法によって支給する給付は、雇用保険法の規定に基づく特例一時金、常用就職支度手当、移転費及び広域求職活動費(以下「特例一時金等」という。)とする。

#### ロ 口座振込みの方法による取扱いについての留意事項

口座振込みの方法で特例一時金等を支給することとなる場合は、その者に支給すべき特例一時金等のすべてについてこの方法により支給するものであり、当該特例一時金等の一部を現金により支給する取扱いは認めない。

### 56202 (2) 離職票の受理及び特例受給資格決定に伴う事務

#### イ 口座振込制度に関する説明

口座振込みに関する説明については、52003のイ参照。

#### ロ 支給台帳及び特例受給資格者証の作成

(イ) 口座振込みの方法により特例一時金等の支給を受ける特例受給資格者(以下「口座振込特例受給資格者」という。)に係る支給台帳の作成については、51002及び55502参照。

(ロ) 口座振込特例受給資格者に係る特例受給資格者証については、55552(51052参照)と同様の処理を行う。

#### ハ 失業の認定日の指定及び特例受給資格者証の交付

失業の認定日の指定及び特例受給資格者証の交付については、現金により支給を受ける者に係る取扱いと同様の取扱いを行う(55401～55450及び55551参照)。

なお、審査係は、口座振込特例受給資格者に対して特例受給資格者証を交付する場合は、当該特例受給資格者証の第2面の「注意事項」の3及び4に記載された事項について説明する。

#### ニ 支給日の決定

口座振込特例受給資格者については、支給日とは、特例受給資格者が指定する金融機関(以下「振込先金融機関」という。)の普通預(貯)金口座にその者に支給されるべき特例一時金等に相当する金額の振込みが行われ、その者が振込先金融機関から現実に当該金額の支払を受けることができるに至る日をいう。

したがって、支給日を決定するに当たっては、日本銀行(本店、支店又は代理店)及び振込先金融機関の営業日を踏まえて、口座振込みに要する日数を考慮して行うものとする。

#### ホ 現金支払の方法による支給

口座振込特例受給資格者が、現金支払の方法により失業給付の支給を受けることを希望した場合の取扱いは、一般の受給資格者と同様である(52003イ、52007ロ参照)。

#### 56203 (3) 払渡希望金融機関の指定及び変更

一般の受給資格者の場合と同様である (52004 参照)。

#### 56204 (4) 失業の認定及び支給

- イ 認定係は、口座振込特例受給資格者について、失業の認定を行った場合の支給台帳及び特例受給資格者証の処理は、55502 及び 55552 に準じて行う。
- ロ 審査係は、イにより認定係から特例受給資格者失業認定申告書及び特例受給資格者証の回付を受けたときは、55552 により処理を行った上、給付係に回付するとともに特例受給資格者失業認定申告書を保管する。
- ハ 給付係は、ロにより回付を受けた特例受給資格者証を特例受給資格者に返付する。

### 56301 - 56400 第 9 給付の制限

一般の受給資格者の場合と同様である (52101 - 52300 参照)。

### 56401 - 56500 第 10 安定所長の指示による公共職業訓練等受講の場合の措置

#### 56401 - 56450 1 安定所長の指示による公共職業訓練等受講の場合の措置

##### 56401 (1) 概要

特例受給資格者が特例一時金の支給を受ける前に安定所長の指示した公共職業訓練等(52702 参照)を受講する場合には、特例一時金を支給せず、一般の受給資格者とみなして当該訓練等を受け終わる日までの間に限り一般の受給資格者に対する求職者給付(基本手当、技能習得手当及び寄宿手当に限る。)を支給する(法第 41 条)。

##### 56402 (2) 一般の受給資格者に対する求職者給付を受けられる者

法第 41 条の規定により一般の受給資格者に対する求職者給付を受けられる者は、次のすべてに該当する者である。

- イ 公共職業訓練等受講の指示をした日において、特例受給資格者であること。すなわち、その日までに特例一時金の支給を受けておらず、かつ、受給期限が経過していない者であること。
- ロ 安定所長の指示により公共職業訓練等を受ける者であること。
- ハ 訓練等の期間が 30 日(当分の間は 40 日)以上 2 年以内のものを受講する者であること。

##### 56403 (3) 公共職業訓練等受講者に対する基本手当等の支給等

- イ 基本手当、技能習得手当及び寄宿手当についての失業の認定及び支給等  
一般の受給資格者の場合と同様である (52701 ~ 52800、52801 ~ 53000 参照)。
- ロ 受給期間及び給付日数  
訓練等を受講する場合には、その訓練等を受け終わるまでの間に限り基本手当が支給される(法第 41 条)。

## 八 訓練等受講中の失業の認定

一般の受給資格者と同様である。したがって、証明認定により毎月 1 回行う（51401 の八、52708 のイ参照）。

## 二 その他

その他訓練等の変更の指示を受けた場合の取扱いについては、52404 のロ参照。

### 56404（4）受給資格者証及び支給台帳の処理

#### イ 受給資格者証の処理

訓練等の受講を指示した場合には、一般の受給資格者証に一般の受給資格者の場合に準じて所要の記載（所定給付日数欄に印字された「30日（当面の間は40日）」は抹消する。）を行った上、**特**と朱書して交付する（則第70条第2項）。この場合、既に交付した特例受給資格者証は、安定所において回収し無効特例受給資格者証として処理する。

#### ロ 支給台帳の処理

支給台帳は、一般の受給資格者の場合と同様に記録を行う（51002参照）。

### 56405（5）その他

訓練等の受講を指示した場合には、その指示を行った日から基本手当を支給する。

ただし、その指示を行った日が待期及び給付制限の期間中である場合にあっては、その期間経過後支給するものである。

基本手当の支給を行うことなく受講指示が取り消されたときには、当該者に対して特例一時金の支給を行うことができる。

## 56501 - 56600 第11 未支給特例一時金の支給

### 56501 - 56550 1 未支給特例一時金の支給

#### 56501（1）概要

特例受給資格者が、離職後安定所に出頭し、特例受給資格の決定を受けた後死亡した場合であってその者に支給されるべき特例一時金が支給されていないときは、死亡した特例受給資格者（以下「死亡者」という。）の遺族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名でその未支給の特例一時金の支給を請求することができる。この場合において、特例受給資格者が死亡したことにより失業の認定を受けることができなかつたために支給されていない特例一時金の支給を請求しようとするときは、当該死亡者について失業の認定を受けなければならない（法第40条第4項（法第31条第1項及び第2項））。

#### 56502（2）未支給特例一時金の支給対象者

一般の受給資格者の場合と同様である（53102参照）。

#### 56503 (3) 未支給特例一時金が支給される場合

未支給特例一時金が支給されるのは、特例受給資格者が失業の認定を受けた後特例一時金の支給を受ける前に死亡した場合のほか、次に掲げる場合である。

- イ 所定の失業の認定日以前に死亡したことにより失業の認定を受けることができなかった場合であって、待期としての7日及び死亡の日の前日について失業の認定を行うことができる場合
- ロ 所定の失業の認定日に天災その他やむを得ない理由（51401のニ参照）により安定所に出頭することができず、かつ、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内に死亡したことにより失業の認定を受けることができなかった場合であって、待期としての7日及び所定の失業の認定日について失業の認定を行うことができる場合

#### 56504 (4) 未認定の未支給特例一時金に係る失業の認定

イ 遺族が、死亡者が死亡したことにより失業の認定を受けることができなかったために支給されていない特例一時金の支給を受けようとするときは、死亡者が死亡の日の前日又は所定の失業の認定日において失業していたことの認定を受けなければならない。ただし、安定所長がやむを得ない理由があると認めるときは、遺族の代理人が安定所に出頭し、その資格を証明することができる書類を提出した上、当該認定を受けることができる（則第69条（則第47条第1項ただし書））。

この場合の「やむを得ない理由」については、53104のイ参照。

また、代理人による申請が行なわれた場合であって、未支給失業等給付申請書に遺族の個人番号が記載されて申請があった場合は、委任状による代理権を確認する他、50005(5)ロ(ロ)の書類によって代理人の身元（実在）を確認するとともに、50005(5)ロ(イ)、(ロ)の書類により遺族の個人番号及び身元（実在）確認を行う。

ロ 認定は、死亡者の死亡の当時における住所又は居所を管轄する安定所長が行う。なお、安定所長は遺族の申出により住所又は居所を勘案し、必要と認めるときは未支給特例一時金の給付に関する事務を他の安定所長に委嘱することができる（則第69条（則第54条））。

#### 56505 (5) 未支給特例一時金の支給手続

一般の受給資格者の場合と同様である（53105参照）。

#### 56506 (6) 未支給失業等給付請求書の事務処理

一般の受給資格者の場合と同様である（53106参照）。

#### 56507 (7) 未支給特例一時金の支給に係る不正受給の取扱い

一般の受給資格者の場合と同様である（53203参照）。

#### 56508 (8) 支給台帳及び特例受給資格者証の処理

一般の受給資格者の場合と同様である（53108 参照）。

**56601 - 56700 第 12 解雇の効力等について争いがある場合の措置**

一般の受給資格者の場合と同様である（53201～53400 参照）。